

○福岡市環境配慮指針（平成 28 年度改定）の素案について

1 福岡市環境配慮指針の位置づけ

本指針は、福岡市環境基本条例第 8 条に規定される環境への配慮の推進のため、都市基盤整備事業や民間の開発事業等の「構想」「計画」「実施」にあたって環境に配慮すべき事項を具体的に示し、これらの事業を環境と調和のとれたまちづくりへと誘導するための指針である。

平成 4 年 3 月に策定後、福岡市環境基本計画の策定等に伴い、これまで平成 9 年 3 月と平成 19 年 2 月に改定している。

2 改定の背景

(1) 上位計画の策定及び関連法の改正

- ・「福岡市環境基本計画(第三次)」策定(平成26年 9 月)
- ・「生物多様性ふくおか戦略」策定(平成24年 5 月)
- ・環境影響評価法改正(平成23年 4 月)、福岡市環境影響評価条例改正(平成24年12月)
(事業の計画段階に既存資料等から環境配慮を検討する計画段階配慮手続きが新たに設けられた。)

(2) 最新の環境関連情報の提供

現指針の貴重・希少種情報等は、平成15年度までの自然環境調査等のデータであり、最新のデータに更新する必要がある。

3 改定に向けてのスケジュール

| 年 月 | 平成26年度 | | | | 平成27年度 | | | | | | | | 平成28年度 | | | | | | | | | | | |
|--------|-----------|-----------|----|----|-----------|---|---|---|------------|---|---|---|-----------|-----------|----|----|---|-----------|----------|---|---|---|---|---|
| | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 |
| | 骨子案 作成 | | | | | | | | | | | | 素案 作成 | | | | | 意見反映 | | | | | | |
| | 環境審議会(総会) | 第5委員会(着手) | | | 環境審議会(部会) | | | | 第5委員会(骨子案) | | | | 環境審議会(総会) | 第5委員会(素案) | | | | 環境審議会(総会) | 議会報告(改定) | | | | | |

1 環境配慮事項

（事業を実施する地域や事業の特性に応じて具体的に示した環境配慮を求めるべき事項）

1-1 環境配慮事項の視点

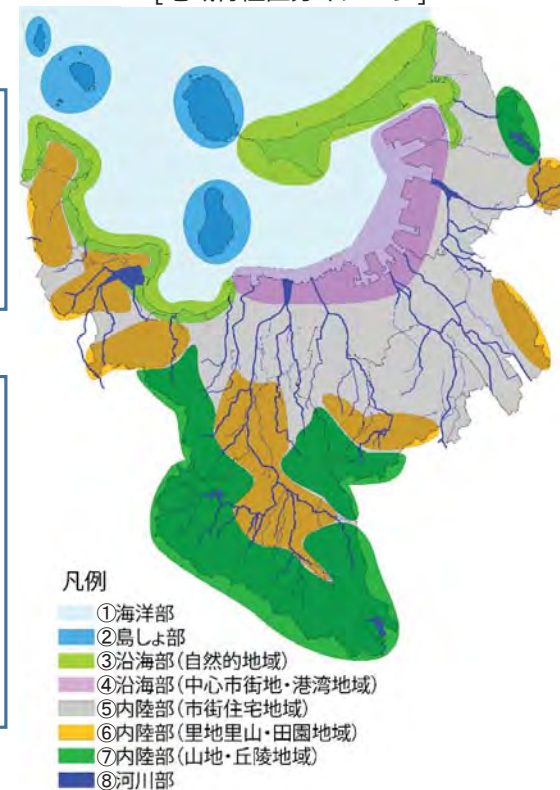
◎ 環境影響評価法等の環境要素と整合を図り、環境配慮事項を4つの視点で整理する。

- | | |
|---------------------------|---|
| (1) 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持 | ・・・ 大気環境(大気質,騒音,振動,悪臭等),水環境(水質,底質,地下水等), 土壌環境,その他の環境(地形・地質,地盤,土壌等) |
| (2) 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全 | ・・・ 動物,植物,生態系 |
| (3) 人と自然との豊かな触れ合いの確保 | ・・・ 景観,人と自然との触れ合いの活動の場 |
| (4) 環境への負荷 | ・・・ 廃棄物等,温室効果ガス等 |

1-2 環境配慮事項

→ 素案p9-10

[地域特性区分イメージ]



(1) 地域特性格環境配慮事項

◎ 「生物多様性ふくおか戦略」と整合を図り、地域特性区分を4区分から8区分とし、特性に応じた環境配慮を求める。

[現指針]

[素案]

- ① 沿海部(都市的地域)
- ② 沿海部(自然的地域)
- ③ 内陸部
- ④ 山地丘陵部(山地丘陵, 里地里山)



- | | |
|-------------------|------------------|
| ① 海洋部 | ⑤ 内陸部(市街住宅地域) |
| ② 島しょ部 | ⑥ 内陸部(里地里山・田園地域) |
| ③ 沿海部(自然的地域) | ⑦ 内陸部(山地・丘陵地域) |
| ④ 沿海部(中心市街地・港湾地域) | ⑧ 河川部 |

→ 素案 p11-12
p22-50

(2) 事業特性格環境配慮事項

◎ 環境影響評価条例の対象事業および福岡市の主な開発関連事業を考慮し、事業区分を11事業から19事業とし、特性に応じた環境配慮を求める。

[現指針]

[素案]

- ① 交通基盤整備事業
- ② 河川改修・水辺整備事業
- ③ 住宅整備事業
- ④ 商業・業務施設整備事業
- ⑤ 埋立・港湾施設整備事業
- ⑥ 工業施設整備事業
- ⑦ 上下水道整備事業
- ⑧ 公共用施設等整備事業
- ⑨ 公園・緑地整備事業
- ⑩ 廃棄物処理施設整備事業
- ⑪ 土石の採取事業



- | 環境影響評価条例の対象事業 | |
|-----------------|-----------------------|
| ① 道路整備事業 | ⑨ 流通業務団地造成事業 |
| ② 河川改修・水辺整備事業 | ⑩ 公園・緑地・運動場整備事業 |
| ③ 鉄道・軌道整備事業 | ⑪ 住宅団地の造成の事業 |
| ④ 飛行場・関連施設整備事業 | ⑫ 土石の採取の事業 |
| ⑤ 発送電関連施設整備事業 | ⑬ 上下水道・都市ガス整備事業 |
| ⑥ 廃棄物最終処分施設整備事業 | ⑭ ごみ焼却施設整備事業 |
| ⑦ 埋立・干拓事業 | ⑮ 工場・事業場整備事業 |
| ⑧ 土地区画整理事業 | ⑯ 各号に掲げる事業以外の土地の造成の事業 |

- 福岡市の主な開発関連事業
- ⑰ 住宅整備事業
 - ⑱ 商業・業務・公共施設整備事業
 - ⑲ 港湾施設整備事業

→ 素案 p13-15
p51-143

◎ 平成27年度までの自然環境調査等のデータに更新する。

◎ 毎年最新のデータを提供できる仕組みを構築する。

- ・ 貴重・希少生物等確認地図をメッシュデータで整理
- ・ 毎年度の自然環境調査の結果をリスト及び地図に翌年度速やかに反映
- ・ CDデータで提供

<環境関連情報>

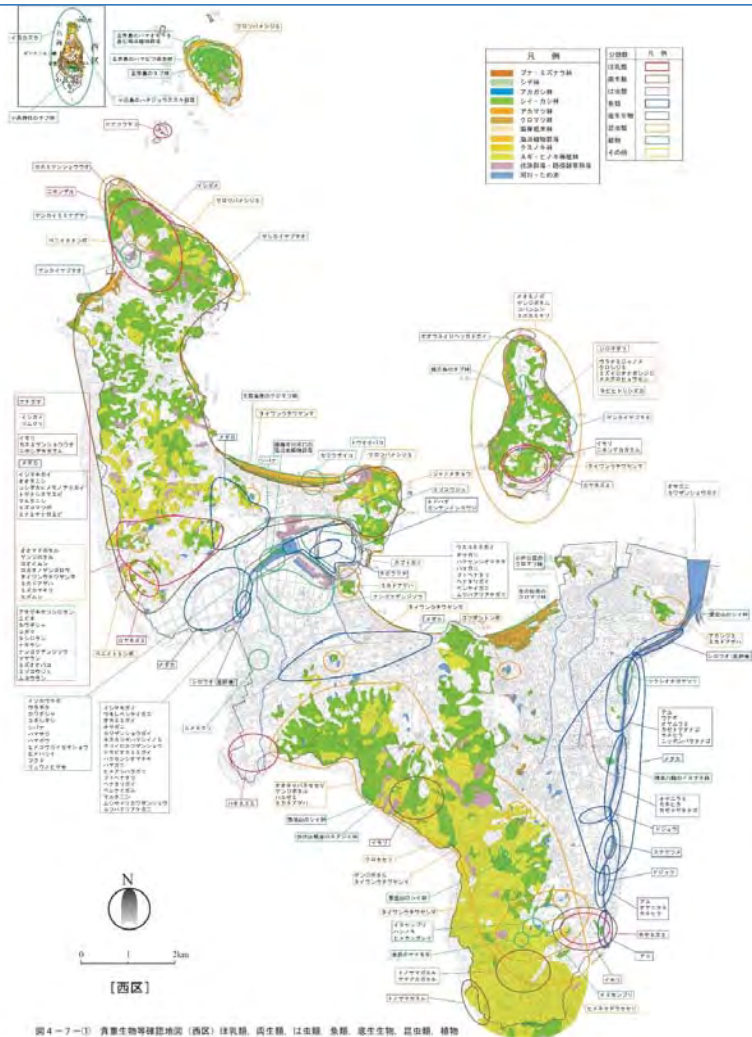
- ・ 環境に関連する法令・計画等
- ・ 福岡市内の貴重・希少生物等のリスト
- ・ 快適環境資源リスト
- ・ 外来生物
- ・ 自然環境情報地図（貴重・希少生物等確認地図、快適環境資源地図）

→ 素案 p145-241

貴重・希少生物等確認地図

[現指針] 2種類

- ① 鳥類
- ② 哺乳類, 両生類, 爬虫類, 魚類, 底生生物, 昆虫類, 植物



[素案] 4種類

- ① 鳥類
- ② 哺乳類, 爬虫類, 両生類, 魚類
- ③ 昆虫類, 貝類, 甲殻類その他
- ④ 植物, 植物群落

